

熊本県種子採取事業実施要領

(趣 旨)

第 1 この要領は、林業用優良種子を確保し、種苗需要の円滑な実施を図るため必要な種子の採取及び販売について必要な事項を定める。

(種子採種対象林分及び樹種)

第 2 種子は、林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条及び4条の規定により指定された指定採取源(特別母樹林、育種母樹林、普通母樹林)から採取するものとする。ただし、指定採取源からの採種が困難な場合は、地域振興局長(以下「局長」という。)が指定採取源に相当すると認める林分から種子を採取するものとする。

2 この要領によって種子を採取する樹種は、すぎ、ひのき、あかまつ及びくろまつとする。

(種子採取実施)

第 3 農林水産部長(以下「部長」という。)は、地域別の結実の状況等を考慮して種子採取計画を作成し、きゅう果採取作業及び精選作業を委託し、これを局長に通知するものとする。

2 局長は、種子採取実施に当たっては、指導監督を行うものとする。

(きゅう果採取作業)

第 4 きゅう果の採取は、10月1日から開始する。

2 局長は、きゅう果採取に際しては、事前に指定採取源所有者等に連絡し協力を求めるものとする。

(精選作業)

第 5 採取したきゅう果は、風選により精選し、日陰で乾燥を行うものとする。

2 種子の精選度は、種子1リットル当たり、すぎ370グラム、ひのき290グラム、あかまつ540グラム、くろまつ520グラムを標準とする。

3 精選種子は、採取源指定番号別に10キログラムを標準として容器に入れ、採取責任者が封印をするものとする。

(生産事業者表示票)

第 6 受託者は、精選種子を部長の指定した場所に集荷し、完了検査に合格した後、生産事業者表示票を付けるものとする。

(種子の販売)

第 7 種子を購入しようとするものは、県営採取種子購入申込書(別記第1号様式)を部長に提出するものとする。

2 部長は、前項の規定により提出された県営採取種子購入申込書に基づき、需給関係

等を考慮して、種子の販売を決定するものとする。

- 3** 前項により県営採取種子を購入した者は、当該年度の播種状況等について別記第2号様式により、翌年度の4月30日までに部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月3日から施行し、平成12年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

別記第1号様式

年 月 日

年度 県 営 種 子 購 入 申 込 書

熊本県知事 様

申込者 住 所
氏 名

県営採取種子の販売に関する条件に従い、下記のとおり播種養苗したいので、年度
県営採取種子を販売されるよう申し込みます。

記

1 樹 種

2 数 量 kg

3 各 人 別 明 細

登録番号	氏名及び住所	樹 種	数 量	播 種 予定面積	摘 要
			kg		
計					

別記第 2 号様式

年 月 日

熊本県知事

様

住 所

氏 名

年度県営種子配布及び播種状況について（報告）

このことについて、熊本県種子採取事業実施要領第 7 の 3 に基づき、下記のとおり報告します。

記

登録 番号	氏 名 及び住所	樹 種	数 量			播種床 所在地	播種床 面 積	種苗生産 計画本数
			播種	貯蔵	計			
計								

地域振興局別、樹種別に小計をすること。